

令和4年度 第3回 小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会

令和4年8月30日（火）

午後2時30分開始

健康センター4階 視聴覚室

1 議事

- (1) 小平市用水路管理方針策定に係る市民アンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について（諮問）（資料1）
- (2) 「（仮称）小平市個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）について」の市民意見公募手続の実施について（報告）（資料2）

2 その他

【資料1】

小平市用水路管理方針策定に係る市民アンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について（諮問）

1 諮問理由

小平市用水路管理方針策定に係る市民アンケート調査を行うに当たり、住民基本台帳から調査対象者を抽出することが、小平市個人情報保護条例第4条第3項第8号（本人以外からの収集）及び第10条第2項第6号（目的外利用）に該当するため、小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問する。

2 調査の目的

平成6年度に策定した「小平市用水路活用計画」（以下、「活用計画」という。）は、市内全ての用水路について、将来的な活用の指針を示したものである。現在、活用計画は策定後25年以上経過し、用水路を取り巻く環境が変化している。このことから、今後の用水路をよりよい方向に進めていくために、今後の環境変化等にも柔軟に対応できる方針として、「小平市用水路管理方針」を策定し、現行の活用計画を廃止する。その基礎資料とするため、用水路に関する意識の調査を行う。

3 調査の概要

- (1) 調査地域 小平市全域
- (2) 調査対象 市内に住所を有する18歳以上の市民
- (3) 発送件数 無作為抽出1,000件
- (4) 調査期間 令和4年11月初旬から概ね1か月程度
- (5) 調査方法 郵送配布・郵送回収

4 事務の流れ

- (1) 10月初旬 住民基本台帳からデータ抽出
(作成物 ①宛名シール1部（調査票送付用）、②対象者一覧)
- (2) 10月中旬 宛名シールの貼付作業
 - ① 管理方法 事務室内の鍵付保管場所にて管理
 - ② 作業場所 庁舎内の鍵付会議室にて作業
- (3) 10月下旬 調査票を送付
- (4) 11月下旬 調査対象者が調査票を市役所宛てに返送
- (5) 12月 アンケート調査結果の集計・分析

5 調査項目

- (1) 用水路全般に関する理解について
- (2) 市で整備した用水路に関する理解について
- (3) 今後の用水路の在り方について
- (4) 回答者属性（性別、家族構成、年代、居住年数、居住地域）

6 セキュリティ対策

- (1) 住所及び氏名が記載されたラベルシールの封筒の貼付作業、調査票の封入・発送作業、調査結果の分析・集計等の全ての業務を水と緑と公園課で行う。保管は鍵付保管場所へ厳重に収納し管理するなど、適正な管理を徹底する。
- (2) 調査票の自由記述欄等に個人情報に記載された場合は、個人情報を含む書類として厳重に取扱い、調査票の保存期間が経過した後は機密文書として溶解処理等を行う。

平環水発第25号

令和4年8月22日

小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会長 殿

小平市長 小林 洋子

（公印省略）

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

<p>個人情報を取り扱う事務の名称</p>	<p>小平市用水路管理方針策定に係る市民アンケート調査</p>
<p>意見を聴く項目</p>	<p> <input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項） <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号） <input type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号） </p>
<p>諮問内容</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>担当部課</p>	<p>環境部水と緑と公園課</p>
<p>備考</p>	<p></p>



別紙 2

諮問事項別説明書（本人以外からの収集）

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	小平市用水路管理方針策定に係る市民アンケート調査
	個人情報を収集する目的	小平市用水路管理方針策定のための基礎資料となる市民アンケート調査を行うため。
	記録の対象となる個人の範囲	市内に住所を有する18歳以上の市民

意見を聴く項目	本人以外から収集する個人情報の内容	基礎事項（識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢、性別）
	個人情報の収集先	市民部市民課
	本人以外から収集する理由	小平市全域から調査票の送付対象者を抽出する必要があるため。
	備考	

令和4年8月22日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条

第1項
第3項

 の規定により、

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

保有個人情報取扱事務届出事項

		登録番号(注1)				
水と緑と公園課		開始年月日		変更年月日		
		令和4年10月1日		年 月 日		
保有個人情報(注2)を取り扱う事務の名称		小平市用水路管理方針策定に係る市民アンケート調査				
保有個人情報を取り扱う事務の目的		小平市用水路管理方針策定のための基礎資料となる市民アンケート調査を行うため。				
保有個人情報の対象者の範囲		市内に住所を有する18歳以上の市民				
保有個人情報 の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input type="checkbox"/> その他 ※1
保有個人情報の処理形態		<input type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> オンライン結合				
保有個人情報の主な収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(条例第4条第3項第8号該当) <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※2				
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(条例第10条第2項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3				
外部委託・指定管理者による代行(注3)の有無		委託 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
特定個人情報保護評価の有無(注4)		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日(年 月 日) 次回実施予定日(年 月 日)				
備考(注5)						

注

- 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する場合は、記入しない。
- 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 代行とは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)による代行をいう。
- 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 「備考」欄には、次の事項を記入する。
 - その他(※1~3)の□内にレ点を記入した場合は、その説明事項
 - 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの(第2号該当)である場合は、その法令等名
 - 委託・代行の場合はその内容
 - その他参考となる

平市市発第166号

令和4年8月22日

小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会長 殿

小平市長 小林洋子

（公印省略）

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

<p>個人情報を取り扱う事務の名称</p>	<p>住民基本台帳に関する事務（届出等）</p>
<p>意見を聴く項目</p>	<p> <input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項） <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号） <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号） </p>
<p>諮問内容</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>担当部課</p>	<p>市民部市民課</p>
<p>備考</p>	<p></p>



別紙 3

諮問事項別説明書（目的外利用・目的外外部提供）

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	住民基本台帳に関する事務（届出等）
	個人情報を収集する目的	小平市に住所を有する者について、その居住関係を登録し、公証することを目的とする。
	記録の対象となる個人の範囲	小平市に住所を有する者

意見を聴く項目	利用・提供の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 目的外外部提供	
	目的外利用・外部提供の相手	個人情報の提供元	市民部市民課
		提供先	環境部水と緑と公園課
	目的外利用等をする目的	小平市用水路管理方針策定のための基礎資料となる市民アンケート調査を行うため。	
	目的外利用等をする個人情報の内容	・基本事項（識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢及び性別）	
	目的外利用等の期間	<input type="checkbox"/> 定期（ <input type="checkbox"/> 月 回 <input type="checkbox"/> 年 回 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 随時 <input checked="" type="checkbox"/> 期間 （令和4年10月1日から調査表発送日まで）	
	目的外利用等をする個人情報の記録の形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 録音テープ <input type="checkbox"/> ビデオテープ <input type="checkbox"/> フロッピーディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他の媒体（サーバー内での受渡し）	
	備考		

令和4年8月22日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条

第1項
第3項

 の規定により、

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

保有個人情報取扱事務届出事項

市民部 市民課		登録番号(注1)		75		
		開始年月日		変更年月日		
		平成14年4月1日		令和4年10月1日		
保有個人情報(注2)を取り扱う事務の名称		住民基本台帳に関する事務(届出等)				
保有個人情報を取り扱う事務の目的		小平市に住所を有する者について、その居住関係を登録し、公証することを目的とする。				
保有個人情報の対象者の範囲		小平市に住所を有する者				
保有個人情報の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ※1
保有個人情報の処理形態		<input checked="" type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合				
保有個人情報の主な収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(条例第4条第3項第2号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※2				
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(条例第10条第2項第6号該当) <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3				
外部委託・指定管理者による代行(注3)の有無		委託 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
特定個人情報保護評価の有無(注4)		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input checked="" type="checkbox"/> 重点項目評価 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日(令和2年9月30日) 次回実施予定日(令和7年9月30日頃)				

備 考 (注5)	<p>(その他※1)</p> <p>住民となった年月日、住所を定めた年月日、従前の住所、転出先、転出予定の年月日、届出・記載の事由及び年月日、国民健康保険被保険者の資格取得・喪失の年月日、国民健康保険の被保険者記号番号、国民健康保険退職被保険者・被扶養者の資格取得・喪失の年月日、介護保険第1号被保険者の資格取得・喪失の年月日、介護保険第1号被保険者番号、介護保険受給資格証明書発行資格の有無、国民年金被保険者の資格取得・喪失の年月日、国民年金加入の強制・任意の別、国民年金手帳の記号番号、児童手当の認定・消滅の年月、印鑑の登録・抹消事由及び年月日、印鑑登録番号、筆頭者氏名、続柄、住民票コード、外国人住民となった年月日、中長期在留者等である旨、在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日、在留カードの番号、特別永住者証明書の番号、仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</p> <p>○変更：平成24年7月9日より、記録項目「その他」の変更 (変更) 令和4年10月1日より、目的外利用の提供先に水と緑と公園課を追加</p>
-------------	---

注

- 1 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する場合は、記入しない。
- 2 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 3 代行とは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）による代行をいう。
- 4 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記入する。
 - (1) その他（※1～3）の口内にレ点を記入した場合は、その説明事項
 - (2) 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの（第2号該当）である場合は、その法令等名
 - (3) 委託・代行の場合はその内容
 - (4) その他参考となる事項

【資料2】

「(仮称)小平市個人情報の保護に関する法律施行条例 (骨子案)について」の意見募集

1. 個人情報保護制度の見直し

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)において、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)が改正されました。この改正に伴い、個人情報保護法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の3本の法律が個人情報保護法に統合されるとともに、地方公共団体についても個人情報保護法の規定が適用されることになりました。

2 法施行条例の制定理由

個人情報保護法の改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報保護法の規定が地方公共団体に適用されることとなります。そのため、個人情報保護法において条例に規定することを委任されている事項及び条例で定めることが許容されている事項を規定する(仮称)小平市個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定し、現行の小平市個人情報保護条例(平成13年条例第30号)は廃止します。

3 条例の内容

別紙「(仮称)小平市個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子案)」のとおり

4 施行予定日

令和5年4月1日

5 市民意見公募手続(パブリックコメント)の実施

(1) 意見の募集期間

令和4年8月29日(月)から同年9月27日(火)まで

(2) 意見の提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参

(3) 閲覧場所

市ホームページ、総務課、市政資料コーナー、東部及び西部出張所

(4) 注意事項

- ① 頂いた御意見は、市ホームページで公表します(個人情報は、公表しません。)
- ② 御意見に対しての直接及び個別の回答は行いません。

(5) 問合せ先

総務課

〒187-8701 小平市役所

電話 042(346)9580

ファクシミリ 042(346)9513

電子メール somu@city.kodaira.lg.jp

(仮称) 小平市個人情報の保護に関する法律施行条例 (骨子案)

1 条例の名称

(仮称) 小平市個人情報の保護に関する法律施行条例

2 趣旨

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

3 個人情報取扱事務届出書

小平市個人情報保護条例(平成13年条例第30号。以下「個人情報保護条例」という。)では、各実施機関が保有個人情報を取り扱う事務を開始するときは、事務・事業単位で届出書を作成し、市長に提出することにしており、その内容を年1回公表しています。

法では、この届出書とは別に、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられましたが、現在の個人情報保護制度を後退させないため、引き続き市では届出書の運用を継続します。

4 開示請求における開示情報・不開示情報

法では、保有個人情報に係る開示請求があった場合は原則開示となりますが、その例外として不開示情報が典型的に列挙されています。

開示請求における開示情報・不開示情報は、小平市情報公開条例(平成13年条例第29号。以下「情報公開条例」という。)の規定との整合を図るため、情報公開条例において公開しないこととされている情報であって、法において不開示情報となっていないものについては不開示情報とします。

5 開示請求に係る手数料

個人情報保護条例では、開示請求に係る手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用は開示請求者の負担としています。

法では、「条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料」を徴収することとされていますが、引き続き市では開示請求に係る手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用のみ請求者の負担とします。

6 開示請求等の手続

個人情報保護条例では、開示請求に対する決定は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内になければならず、やむを得ない理由があるときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度として延長することができることにしています。

法では、開示決定等は開示請求があった日から30日以内にしなければならず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日に限り延長することができることとされていますが、引き続き市では14日以内に開示決定等をすることを原則とします。

7 小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会への諮問

保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに、審議会に諮問できることとします。

8 法施行条例に規定しない事項

(1) 条例要配慮個人情報

法では、第2条第3項に定める要配慮個人情報に加えて、地域の特性その他の事情に応じて、条例により、条例要配慮個人情報を定めることができるとされていますが、法が定める要配慮個人情報の範囲を超えて追加する必要があるため規定しません。

※ 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する健康診断の結果、刑事事件に関する手続が行われたことの記述等が含まれる個人情報

(2) 行政機関等匿名加工情報

匿名加工情報の提供制度は、当分の間、都道府県及び政令指定都市に適用され、その他の地方公共団体は任意とされているため規定しません。

※ 匿名加工情報

個人情報に含まれる記述等又は文字、番号、記号その他の符号を削除する措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたもの

「(仮称)小平市個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子案)について」への意見書

御意見募集期間：令和4年8月29日(月)から同年9月27日(火)まで

- 1 「(仮称)小平市個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子案)について」への御意見を記入してください。

- 2 意見書を提出する方の氏名等を記入してください。

◆氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)【必須】

◆住所・所在地【必須】 _____

◇電話番号【任意】 _____

◇メールアドレス【任意】 _____

◆小平市との関わり【必須】(次のうち当てはまるものいずれか1つに○をしてください。)

1 市内在住 2 市内在勤 3 市内在学 4 市内で活動する個人(1~3に該当する者を除く。)

5 市内で活動する法人その他の団体

6 その他、利害関係を有する者(具体的に： _____)

※注意事項

- いただいた御意見はホームページ等で公表します(個人情報は公表しません。)
- 御意見に対しての直接及び個別の回答は行いません。
- 郵送の場合は、令和4年9月27日(火)の消印をもって締め切りとさせていただきます。封筒を御用意いただき、切手を貼って投函してください。

御意見の宛先(問合せ先)

総務課

〒187-8701 小平市役所

電話 042(346)9580 FAX 042(346)9513 電子メール somu@city.kodaira.lg.jp

「(仮称)小平市議会の個人情報の保護に関する条例(骨子案)について」の意見募集

1 個人情報保護制度の見直し

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)において、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)が改正されました。この改正に伴い、個人情報保護法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の3本の法律が個人情報保護法に統合されるとともに、地方公共団体についても個人情報保護法の規定が適用されることになりました。

一方、地方公共団体の議会については、国会や裁判所と同様に基本的に個人情報保護法の適用対象外となったため、議会における個人情報の取扱いは、規律の内容も含め自律的な対応に委ねられることになりました。

2 条例の制定理由

これまで、議会における個人情報保護の取扱いについては、執行機関とともに小平市個人情報保護条例が適用されていました。

上記1の個人情報保護法の改正に伴い、小平市個人情報保護条例は廃止され、また、議会における個人情報保護の取扱いは個人情報保護法の規律の適用対象外となり、議会における個人情報保護制度をどのようなものにするかは、制度を設けないことも含めて、議会の裁量となりました。

しかし、議会における個人情報保護に関する条例を制定しないとした場合、議会の保有する個人情報保護に関する法令上の根拠がなくなるとともに、個人情報の取扱いにおいて個人情報保護法が適用される執行機関と差異が生ずることになります。

そのような事態を避けるため、(仮称)小平市議会の個人情報の保護に関する条例を制定し、引き続き議会の保有する個人情報の保護を図ります。

3 条例の内容

別紙「(仮称)小平市議会の個人情報の保護に関する条例(骨子案)」のとおり

4 施行予定日

令和5年4月1日

5 市民意見公募手続(パブリックコメント)の実施

(1) 意見募集の期間

令和4年8月29日(月)から同年9月27日(火)まで

(2) 意見の提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参

(3) 閲覧場所

市ホームページ、議会事務局、市政資料コーナー、東部及び西部出張所

(4) 注意事項

- ① 頂いた御意見は、市ホームページで公表します(個人情報、公表しません。)
- ② 御意見に対しての直接及び個別の回答は行いません。

(5) 問合せ先

小平市議会事務局

〒187-8701 小平市役所

電話 042(346)9566

ファクシミリ 042(346)9567

電子メール gikai@city.kodaira.lg.jp

(仮称) 小平市議会の個人情報の保護に関する条例 (骨子案)

1 条例の名称

(仮称) 小平市議会の個人情報の保護に関する条例

2 趣旨

議会の保有する個人情報の保護については、これまで小平市個人情報保護条例(平成13年条例第30号。以下「現行保護条例」という。)の規定が適用されていました。

しかし、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)は改正され、地方公共団体については法の規定が適用されることになり、執行機関では新たに(仮称)小平市個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「法施行条例」という。)を制定し、現行保護条例は廃止する予定です。

一方で、地方公共団体の議会は、法の「第2章 国及び地方公共団体の責務等」、「第3章 個人情報の保護に関する施策等」などの規定を除いて法の適用対象外となり、議会における個人情報の取扱いは、規律の内容も含め自律的な対応に委ねられることになりました。

議会における個人情報の保護に関する条例を制定しないとした場合、議会の保有する個人情報の保護に関する法令上の根拠がなくなるとともに、個人情報の取扱いにおいて執行機関と差異が生ずることから、新たに(仮称)小平市議会の個人情報の保護に関する条例(以下「議会個人情報保護条例」という。)を制定し、引き続き議会の保有する個人情報の保護を図ることとします。

3 条例制定における基本的な考え方

議会個人情報保護条例は、法が適用される執行機関と、適用されない議会との間において個人情報の取扱いや保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續などに関し、差異が生ずることを避けるため、法との整合性を勘案し、原則として法の「第5章 行政機関等の義務等」の各条の規定に対応するよう規定します。

なお、議会の保有する個人情報の対象は、議会事務局が保有する個人情報を想定しており、議員が保有する個人情報については想定していません。

4 条例制定の目的

条例制定の目的は、議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することです。

5 個人情報等の取扱い

(1) 個人情報等の取扱いの原則

法では、「第5章 行政機関等の義務等」の「第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い」において、個人情報等の取扱いについて、個人情報の保有の制限等、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、安全管理措置、利用及び提供の制限などについて定めています。

議会個人情報保護条例においても、法との整合性及び執行機関における個人情報等の取扱いとの整合性を図るため、原則として法の規定に準じて同様の規定を設けます。

(2) 収集の制限

① 現行保護条例では、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならないと定めています。

法では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報^{※1}」として定めていますが、執行機関に対して要配慮個人情報の収集を制限する規定がないことから、執行機関の法施行条例でも要配慮個人情報の収集を制限する規定を設けることはできません。

このことを受けて議会個人情報保護条例においても、法との整合性及び執行機関における取扱いとの整合性を図るため、要配慮個人情報の収集の制限についての規定は設けません。

② 現行保護条例では、本人の同意がある場合などを除き、個人情報は本人から収集しなければならない旨が定められていますが、法にはそのような規定がないことから、執行機関の法施行条例では、本人以外からの収集を制限する規定を設けることはできません。

このことを受けて議会個人情報保護条例においても、法との整合性及び執行機関における取扱いとの整合性を図るため、本人以外からの収集の制限についての規定は設けません。

6 利用及び提供の制限

法では、本人の同意があるとき、本人に提供するとき、又は法令に基づく事務のために利用するときなどを除いて、行政機関の長等は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めています。

議会個人情報保護条例においても法との整合性及び執行機関における取扱いとの整合性を図るため、法の規定に準じて同様の規定を設けます。

7 個人情報取扱事務届出書

現行保護条例では、各実施機関（議会を含む。）が保有個人情報を取り扱う事務を開始するときは、事務・事業単位で届出書を作成し、提出することにしており、その内容を年

1回公表しています。

法では、この届出書とは別に、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられましたが、執行機関の法施行条例では、引き続き届出書の運用を継続する予定であることから、議会個人情報保護条例においても、執行機関の法施行条例と同様の規定を設けます。

8 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等

法では、執行機関が保有する自己を本人とする保有個人情報に関して、開示請求、訂正請求及び利用停止請求について定めています。これらの権利について、議会個人情報保護条例においても、法との整合性及び執行機関における取扱いとの整合性を図るため、同様の規定を設けます。

9 開示請求に係る手数料

現行保護条例では開示請求に係る手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用は開示請求者の負担としています。

法では「条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料」を徴収することとされていますが、執行機関の法施行条例では、引き続き開示請求に係る手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用のみを請求者の負担とする予定であることから、議会個人情報保護条例においても、執行機関の法施行条例と同様の規定を設けます。

10 開示決定等の期限

現行保護条例では、開示請求に対する決定は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内になければならず、やむを得ない理由があるときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度として延長することができることにしています。

法では、開示決定等は開示請求があった日から30日以内になければならず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日に限り延長することができることとされていますが、執行機関の法施行条例では引き続き14日以内に開示決定等を行うことを原則とする予定であることから、議会個人情報保護条例においても、同様に14日以内を原則とする規定を設けます。

また、訂正決定等の期限の特例及び利用停止決定等の期限の特例についても、同様の取扱いとします。

11 開示決定等の期限の特例

議会独自の規定として、任期満了や議会の解散等により、議長及び副議長が共に欠けている期間中は、処分庁が存在せず開示決定等の処分を行うことが不可能であるため、当該期間の日数は標準処理期間に算入しないものとします。

なお、議長のみが欠けている場合は、副議長が処分庁となり、処分を行うことが可能であるため、標準処理期間に算入します。

また、訂正決定等の期限の特例及び利用停止決定等の期限の特例についても、同様の取扱いとします。

1.2 小平市行政不服審査会への諮問

現行保護条例の規定と同様に、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は執行機関の附属機関である小平市行政不服審査会に諮問しなければならない旨の規定を設けます。

1.3 小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会への諮問

保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに、小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問できる旨の規定を設けます。

1.4 罰則

法では、執行機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記載された文書、図画又は電磁的記録を収集した場合など個人情報の不正な取扱いについて罰則を設けていますが、法が適用されない議会においては、罰則を設けないことも許容されています。

しかし、罰則を設けない場合、罰則のある法が適用される執行機関における個人情報の取扱いと差異が生ずることになることから、議会個人情報保護条例においても罰則を設けることとします。

罰則の内容は、原則として法の規定に準じて定めますが、過料の額について、法の規定では10万円以下とされているものの、地方自治法の規定により、特別の定めがない場合、条例で定められる過料の上限が5万円となっていることから5万円以下とします。

なお、罰則の対象は、議会事務局の職員となります。

1.5 条例に規定しない主な事項

(1) 条例要配慮個人情報

法では、第2条第3項に定める要配慮個人情報^{※1}に加えて、地域の特性その他の事情に応じて、条例により、条例要配慮個人情報を定めることができるとされていますが、執行機関の法施行条例では、そのような事情に基づき条例要配慮個人情報に位置付ける情報がないことから、条例要配慮個人情報に関する内容は規定しない予定です。

このため、議会個人情報保護条例においても、条例要配慮個人情報の規定を設けないこととします。

(2) 匿名加工情報

法では、匿名加工情報^{※2}の提供制度は、当分の間、都道府県及び政令指定都市に適用

され、その他の地方公共団体は任意とされていることから、執行機関の法施行条例では当該制度について規定しない予定であるため、議会個人情報保護条例においても、匿名加工情報の規定を設けないこととします。

(3) 漏えい等の報告等

法では、行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならないと規定されています。

法が適用されない議会においては、漏えい等があった場合に個人情報保護委員会への報告義務がないため、議会個人情報保護条例にも漏えい等の報告等については規定しません。ただし、法と同様に漏えい等の事態が生じた際に本人に対して当該事態が生じた旨を通知しなければならないことについては規定します。

(4) 外国にある第三者への提供の制限

法では、外国にある第三者に対し、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することについて、制限する規定を設けています。議会では、外国への個人情報の提供は想定されないため、議会個人情報保護条例においては、外国にある第三者への提供の制限の規定を設けないこととします。

(5) 事案の移送

法では、行政機関の長等は、開示請求等に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるときなどは、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる旨の規定がありますが、議会は法が適用されないため、執行機関への事案の移送はできません。議会個人情報保護条例においても、事案の移送についての規定は設けません。このため、本来、執行機関に請求すべき開示請求及び訂正請求の事案が、議会に請求された場合、事案の移送はできないため、改めて執行機関に当該請求を行う必要があります。

※1 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する健康診断の結果、刑事事件に関する手続が行われたことの記述等が含まれる個人情報

※2 匿名加工情報

個人情報に含まれる記述等又は文字、番号、記号その他の符号を削除する措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたもの

「(仮称)小平市議会の個人情報の保護に関する条例(骨子案)について」

への意見書

御意見募集期間：令和4年8月29日(月)から同年9月27日(火)まで

- 1 「(仮称)小平市議会の個人情報の保護に関する条例(骨子案)について」への御意見を記入してください。

- 2 意見書を提出する方の氏名等を記入してください。

◆氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)【必須】 _____
◆住所・所在地【必須】 _____
◇電話番号【任意】 _____
◇メールアドレス【任意】 _____
◆小平市との関わり【必須】(次のうち当てはまるものいずれか1つに○をしてください。)
1 市内在住 2 市内在勤 3 市内在学 4 市内で活動する個人(1~3に該当する者を除く。)
5 市内で活動する法人その他の団体
6 その他、利害関係を有する者(具体的に： _____)

※注意事項

- いただいた御意見はホームページ等で公表します(個人情報は公表しません。)
- 御意見に対しての直接及び個別の回答は行いません。
- 郵送の場合は、令和4年9月27日(火)の消印をもって締め切りとさせていただきます。封筒を御用意いただき、切手を貼って投函してください。

御意見の宛先(問合せ先)

□小平市議会事務局

〒187-8701 小平市小川町2-1333

電話 042(346)9566 FAX 042(346)9567 電子メール gikai@city.kodaira.lg.jp